鮭川村地域おこし協力隊募集要項

～有害鳥獣対策・猟友会サポート～

鮭川村では、イノシシ・クマ・ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響が深刻化しており、捕獲・防除体制の強化が課題となっています。一方、被害対策の実行部隊である鮭川村猟友会では、会員の高齢化・減少が進み、捕獲活動に加え、総会・会計・連絡調整等の事務局機能を将来にわたり維持していくための担い手確保も必要となっています。

そこで本村では、村及び鮭川村猟友会の有害鳥獣対策・事務局業務を支えながら、村職員や猟友会・鳥獣被害対策実施隊と一緒に現場を歩き、被害確認、防除、巡回、事務、捕獲等を段階的に学んでいく地域おこし協力隊を募集します。狩猟経験は必須ではありません。着任後に必要な資格や技術を身につけ、将来的に地域の鳥獣対策を支える担い手となることを想定しています。

１　募集人員

1 名

２　活動内容

隊員は、村職員、鮭川村猟友会及び鳥獣被害対策実施隊等と連携し、経験や資格の取得状況に応じて担当範囲を段階的に広げながら、次の活動に取り組みます。

（1）有害鳥獣対策事務局業務

・有害鳥獣捕獲許可申請、捕獲報告等の取りまとめ・記録整理に関する事務
・鳥獣被害・出没状況の現地確認、聞き取り、記録及び被害箇所の巡回
・電気柵・侵入防止柵等、防除対策に関する設置・管理支援、情報共有
・村、猟友会、実施隊、地域住民及び関係機関との連絡調整

（2）鮭川村猟友会事務局業務

・総会・役員会等の運営補助、資料作成
・会費・補助金等に係る会計事務の補助
・会員への連絡、会議・活動記録等の整理

（3）有害鳥獣捕獲活動

・猟友会員・実施隊への現場同行、わな等の取扱い、安全管理、捕獲活動の基礎習得
・狩猟免許・わな猟免許・銃猟免許等、活動に必要な資格の取得
・必要な資格取得後、経験・安全管理体制に応じた有害鳥獣捕獲活動への従事

（4）地域との関係づくり・その他

・農家・地域住民との関係づくり、地域行事への参加
・鳥獣被害対策や活動内容に関する情報発信・活動記録
・その他、村が活動上必要と認める業務

（５）発展的な活動

基礎的な現場・事務業務を身につけた後、本人の経験・関心や地域の状況に応じ、村と協議しながら次のような取組を検討します。

・センサーカメラ等を活用した生息・被害データの整理
・若手狩猟者の参加促進、住民向け学習会・啓発
・捕獲個体の処理・搬出方法、ジビエ・皮革等の利活用に関する調査・小規模実証

３　活動の進め方

（１）１年目　知る・学ぶ・一緒に動く

村職員や猟友会・実施隊と現場を回り、被害箇所、地域の地理、住民、鳥獣対策の業務の流れを覚えます。巡回、防除、事務局補助を中心に取り組みながら、必要な狩猟免許等を取得します。

（２）２年目　自分でできる範囲を増やす

一定の巡回、現地確認、記録・事務等を担当し、経験や資格に応じて捕獲活動にも参加します。本人の関心があれば、ICT や捕獲個体の利活用等も小さく試します。

（３）３年目　引き継ぎ、次の役割をつくる

活動記録や手順を整理し、村や猟友会にノウハウを残します。任期後は、鳥獣対策に加え、農業・林業・地域業務、就業、業務委託、複業等との組合せも含め、鮭川村で継続できる仕事や役割を具体化します。

４　募集対象（募集条件）

(1)令和９年４月１日現在で２０歳以上の方。
(2)現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く）から本村に移転し、鮭川村に住民票を異動することが可能な方、又は他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動２年以上、かつ解嘱１年以内）で、本村に生活拠点を移し住民票を異動できる方。
(3)普通自動車運転免許を取得している方。
(4)パソコン（Word、Excel、メール等）及びインターネットの基本的な操作ができる方。
(5)集落になじむ意思があり、地域住民や関係者の考え方を尊重しながら活動できる方。
(6)屋外での活動と、記録・事務等の地道な業務の両方に取り組める方。
(7)安全に関するルールを守り、先輩や専門家から学びながら活動できる方。
(8)地域の活動やイベント等に参加できる方。
(9)協力隊活動終了後も、鮭川村に定住又は継続的に関わる意向のある方。
※狩猟免許等の資格を有していない方も歓迎します。着任後の早期取得を前提に、資格取得費用や活動時間の調整等について村が支援します。

５　勤務地・活動拠点

鮭川村内。主な活動拠点は鮭川村役場及び村が指定する場所とし、活動内容に応じて村内各所で活動します。

6　勤務体系等

業務委託型を基本として検討中。

活動時間：月１３３時間程度（１日当たり７時間程度を目安）

7　活動期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

地域おこし協力隊としての活動期間は、着任から最長３年間とします。年度ごとに活動内容を確認し、契約を更新します。

鮭川村地域おこし協力隊として鮭川村長が委嘱します。

8　処遇・活動条件等

①委託料	月額２９１,６００円
②住居	村で用意し、費用を負担します。（光熱水費は自己負担）
③社会保険等	業務委託のため、国民健康保険及び国民年金等は本人加入となります。
④活動経費	活動に必要な旅費、燃料費、研修費、資格取得費、消耗品費等は、協議の上、別途予算の範囲内で、村が負担します。
⑤副業	本業務の履行に支障がない範囲で、村と協議の上で行うことができるものとします。

9　応募手続

①応募受付期間

令和８年１０月２０日（火）から令和８年１２月２５日（金）まで

②提出方法

応募書類を受付期間内に鮭川村役場むらづくり推進課へ郵送又は持参により提出してください。

③提出書類

１）鮭川村地域おこし協力隊応募用紙

２）履歴書（顔写真を添付すること）

３）普通自動車運転免許証の写し

４）「鮭川村で取り組んでみたいことシート」（A4 判１～２枚程度）

次の内容を簡潔に記載してください。

・鳥獣対策や鮭川村の地域・自然について関心を持ったこと

・３年間で身につけたいこと、取り組んでみたいこと

・活かせそうな自身の経験・得意分野

・地域の人や猟友会等とどのように関わりたいか

・３年後に目指したい状態

10　選考の流れ

①応募前相談・現地見学

応募を検討する方を対象に、オンライン相談及び鮭川村での現地見学の機会を設ける予定です。被害現場や鳥獣対策の活動、役場での事務、猟友会員等との対話を通じて、仕事内容や村での暮らしを確認した上で応募を検討いただけます。

②審査方法

第１次選考　　書類審査

第２次選考　　面接審査

③選考の視点

狩猟経験や資格の有無だけでなく、地域の人の話を聞きながら学べるか、屋外活動と記録・事務の両方に取り組めるか、安全ルールを守れるか、３年間を通じて技術を身につける意欲があるか等を総合的に確認します。

④結果のお知らせ

第１次選考及び第２次選考の結果は、応募者へ文書等により通知します。

11　問い合わせ先

〒９９９－５２９２

山形県最上郡鮭川村大字佐渡２００３番の７

鮭川村役場むらづくり推進課

TEL：０２３３－５５－２１１１　E-mail：suisin@vill.sakegawa.yamagata.jp